

自然災害時における認可保育施設の休園等に係るガイドライン

1.対象施設

市内認可保育施設（認定こども園、保育所、幼稚園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所 等）

2.ガイドラインの目的

潮来市（以下「市」という。）は、台風、集中豪雨、地震等の自然災害発生時（以下「災害時」という。）において、人的・物的被害の生じる恐れが高まった場合に、児童、保護者、保育従事者等の安全を守るため、市内の認可保育施設（認定こども園、保育所、幼稚園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所等）（以下「保育所等」という。）における臨時休園及び登園自粛（以下「臨時休園等」という。）の基準及び対応について、ガイドラインを定める。

3.ガイドラインの留意点

- ・本ガイドラインは災害時の基本的な対応の方向性を示すものであり、各保育所等がより詳細な計画、マニュアル、運用指針等を適切に整備し職員間で共有することを基本とする。
- ・災害時から平常時への移行に際して、各保育所等で事業継続計画（BCP）を策定しておくこと。

4.基本的な考え方

保育所等については、保護者が働いており、家に一人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、原則として開所となる。

ただし、特に発災中は人命を第一とし、適切に対応すること。また、風水害は天気予報等により事前に予測しやすい側面もあるが、災害対応については各保育所等の環境や立地条件等によって異なることから、市から発令された警戒レベルに応じた臨時休園等の対応についてあらかじめ保護者と合意形成を図り、各保育所等で決定すること。

5.臨時休園の基準及び対応

災害時における臨時休園等の基準について、以下の通り定める。

【台風・集中豪雨等の風水害の場合】

警戒レベル 保育所等対応	警戒レベル 3	警戒レベル 4	警戒レベル 5
	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
開園時間前	登園自粛	臨時休園	
	【保育所等の対応】 ・保護者へ連絡する。 (安全が確保される場合に限り、必要な方の保育を検討)		
開園時間中	登園自粛・臨時休園		
	【保育所等の対応】 ・保護者に速やかなお迎えを依頼する。ただし、保護者のお迎えや児童の引き渡し危険な場合は、安全な状況になってからの対応とする。 ・原則、あらかじめ保護者に周知している避難所へ児童を速やかに避難させる。ただし、保育施設内が安全だと判断した場合は、その旨、保護者に連絡し、当該施設にて保護者の迎えを待つ。		

- ※1 雪の場合は、大雨等の対応に準じるものとする。
- ※2 上記基準は、警戒レベルが発令された地区に所在する保育所等を対象とした基準である。
- ※3 上記基準によらず、総合的な判断により保育所等の登園自粛要請や臨時休園等を決定することがある。
- ※4 上記基準のほか、各保育所等の個別の事情を考慮して独自の対応が必要と考えられる場合には、事前に市と対応を協議すること。
- ※5 警戒レベル3（高齢者等避難）は、災害の兆候が生じる前にも発令されることがあるため、保育所等と保護者との意識の乖離が生じやすいことから、入園時の説明会等で保護者と災害時の対応について合意形成を図ること。
- ※6 警戒レベルは、市が発令する。防災情報としてニュース等から発信される「警戒レベル〇相当」とは異なることに留意すること。

【地震の場合】

震度 保育所等対応	震度 5 強以上の地震 (震度 5 弱でインフラへの被害がある場合を含む)
開園時間前	臨時休園 ただし、安全に保育が可能と判断される場合は、保育を再開する。
	【臨時休園する場合の保育所等の対応】 ・施設及び周辺の被害状況を確認する。 ・市へ報告する。 ・保護者へ連絡する。
開園時間中	児童降園後に臨時休園 ただし、安全に保育が可能と判断される場合は、保育を再開する。
	【臨時休園する場合の保育所等の対応】 ・施設及び周辺の被害状況を確認する。 ・安全な場所に児童を誘導する。 ・安全な保育が困難と判断される場合には、保護者に速やかなお迎えを依頼する。

6 送迎時、避難時の注意点

- ・保護者のお迎えや児童等の引き渡し危険な場合は、安全な状況になってから対応すること。
- ・保護者が児童等を引き取りに来た際に、危険が伴うと判断した場合は、保護者、児童等とも保育所等に留まること。（特に土砂災害や浸水が想定されるケースにおいては、各保育所等で作成している避難計画に基づき対応することとし、無理な引き渡しは行わないこと。）
- ・原則、あらかじめ保護者に周知している避難所へ児童を速やかに避難させるが、他の避難所や保育施設内が安全と判断した場合は、その場所に児童を避難させること。
- ・保護者へ「状況の連絡」と「安全を確保しつつ、できるだけ速やかなお迎えを依頼する連絡」を行うこと。
- ・すべての児童等の避難又は引き渡し完了後に臨時休園とすること。

7 臨時休園等時の連絡方法

（市→保育所等）

- ・市は、本ガイドラインに基づき、避難情報が発令された地区の保育所等の臨時休園等を判

断し、保育所等へ連絡する。ただし、災害の状況等によって、市からの臨時休園等の連絡が間に合わない場合には、保育所等は、「防災行政無線」からの避難情報や本ガイドラインに基づき、臨時休園等を判断し市へ連絡する。

(保育所等→保護者)

- ・保育所等は、保護者へ臨時休園等をメール等で連絡する。
- ・必要に応じて、施設の入り口に臨時休園等する旨と緊急連絡先を示した貼り紙等を掲示する。

8 気象情報発表時における施設長、設置者の臨時休園等の判断

施設長又は設置者は、災害の規模や態様、停電等を含む施設の被害状況等を確認し、今後予測される気象状況を鑑み、安全な保育運営に支障をきたす恐れがある場合は、市と協議した上で保育の縮小や臨時休園等の措置を行うことを可能とする。

この場合の連絡方法は、上記7「臨時休園等時の連絡方法」と同様とする。

上記の規定にかかわらず、現に危険が迫っている場合等、市との協議が困難である場合は施設又は設置者の判断により臨時休園等の措置を行うことを可能とする。なお、当該措置を行うにあたり、保護者の理解が得られるよう措置の理由について各保育所等において整理をすること。

9 保育所等の再開の基準・対応

避難情報が解除された場合や、災害収束時には、次の事項等を確認する。

安全等が確保できれば保育所等を再開することとする。その際の再開基準については以下の通りとする。

なお、施設や周辺的安全確保等の状況を鑑み再開時期については異なる可能性があることに留意する。

(確認事項)

- ・施設や周辺の安全確保
- ・ライフラインの状況（電気、水道、ガス、交通等）
- ・給食の提供（一時的に弁当持参等を検討）
- ・職員体制の確保

(再開の基準【風水害の場合】)

避難情報等解除時点 (市ホームページにおいて発表時点)	保育所等の対応
午前 6 時までに解除	原則、通常保育 (給食の提供は施設判断)
午前 6 時～午前 11 時の間に解除	原則、午後 1 時から通常保育 (給食の提供は施設判断)
午前 11 時以降に解除	原則、休園。翌日から通常保育

(再開の基準【地震の場合】)

臨時休園の基準に該当することとなった時点	保育所等の対応
登園前に、臨時休園の基準に該当することとなった場合	当日は臨時休園。翌日から通常保育再開
登園後に、臨時休園の基準に該当することとなった場合	当日は臨時休園。翌日から通常保育再開
降園後に、臨時休園の基準に該当することとなった場合	翌日は臨時休園。翌々日から通常保育再開

※便宜上、午前 0 時～登園までを「登園前」、降園後～午前 0 時までを「降園後」と表記するものとする。

10 代替保育

臨時休園措置を行った場合は、家庭保育を原則とする。

ただし、災害時に社会的要請が強い防災関係者や医療関係者等が保護者の場合については、保育の提供を確保する必要性が高いことから、やむを得ず保育が必要な場合に限り、代替保育を実施する。代替保育については、別に定める。

11 保護者への事前周知

本ガイドラインは、市ホームページで公表する。

保育所等は、当該施設において整備する災害対応の計画や本ガイドラインについて、入園説明会等において、事前に保護者に周知し理解を得るものとする。

12 その他

保育所等においては、各種法令や指針等に基づき、災害時に備え、施設・設備の安全を確保するとともに、緊急時の対応や職員の役割分担等に関するマニュアルの作成、避難訓練の実施、保護者や関係機関との連絡体制や、引き渡し方法等に関する確認等に努めること。

(沿革)

令和7年10月1日 制定